

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

清光林業グループ

平成19年3月

(社)全国林業改良普及協会

## 目 次

I. 清光林業グループの概要

II. 審査経過・確認資料一覧・写真

III. 清光林業グループの審査における判定事由書

## I. 清光林業グループの概要

1. 申請者名称 清光林業グループ
2. 代表者 清光林業株式会社 代表取締役社長 岡橋清元  
大阪市浪速区幸町2丁目2番地20号
3. 統合事業体名 清光林業グループ

4. 事業内容・業種  
素材生産業及び販売・製材業及び製材品販売・木製品の販売

### 5. 清光林業グループの沿革と概要

吉野林業には300年近く続いてきた山守制度があり、地元の山守が清光林業株式会社及び岡橋家個人の所有する山林（通称「岡清山」）を委託され山林を管理・育成し「密植 多間伐 長伐期」を特色とする施業を忠実に守ってきた。

山守は自分の受託した山林の立木を、間伐木も含めて購入することができ、素材生産販売・製材および製材品の販売を行っている。

今回、「岡清山」がSGEC森林認証を取得するに当たり、認証制度に賛同する清光林業株式会社と山守とで「清光林業グループ」（別紙「清光林業グループ参加者規約」及び「清光林業グループメンバー参加者名簿」参照）を結成し、認証材の管理と普及に努めることを目的としている。

### 6. 分別・表示管理体制

清光林業グループでは、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、SGEC森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が生産、運搬、受入・保管、加工・保管、出荷、納品の各段階で混在しないよう努めている。

また、清光林業グループに総括管理責任者及び参加各事業体ごとに分別・表示管理責任者を選任し、それらに関する帳票類を作成・保存することによって管理体制を確立するとともに、認証林産物の普及・PRに努めることとしている。

なお、グループ内で想定される「認証林産物の流通過程における分別・表示管理計画図」・「清光グループメンバー参加者名簿」及び「清光林業グループ分別・表示管理責任者の構成図」を別紙に定め、郡別・表示も徹底を図っている。

## II. 審査経過・確認資料一覧・写真

### 1. 清光林業株式会社の審査経過

清光林業株式会社の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、大竹秀一の3名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成18年7月1日／審査申込

#### 【認定審査】

7月5日／書類確認及び現地確認

(場 所)

清光林業「岡清山」山林他

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 児島 裕

(出席者)

清光林業株式会社	代表取締役	岡橋清元
上大木材	代表	上大 昭
松尾木材(株)	代表取締役	松尾昭良
松尾林業	代表	松尾光泰
「利 前田林業	代表	前田 剛
		森本富江

(内 容)

1. 岡清山他の現地において、吉野における原木の流通、加工、販売の流れを確認した。
2. 先行して製材工場を営んでいる松尾木材(株)において、事業の概要、現行の原木の購入、仕分け、製材、製品保管における木材の流れ・管理の仕組み等について確認するとともに、併せて関連資料の審査を行った。
3. 山守のグループメンバーに事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を行い参加意思を確認した。

## 【審査委員会】

2007年3月19日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
同	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

(確認資料一覧)

- ・ 清光林業グループ参加者規約
- ・ 清光林業グループメンバー名簿
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の流通過程における分別・表示管理計画図
- ・ 清光林業グループ 分別・表示管理責任者の構成図  
(SGEC分別・表示管理体制図)

### Ⅲ. 清光林業グループの審査における判定事由書

審査委員会により、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき、別紙「清光林業グループ審査判定表」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、清光林業グループは、認定に値する事業体であるとして判定された。

#### 基準 1 経営の健全性

##### 1-1 / 妥当である

**持続的に事業活動を行いうる事業体であること。**

吉野林業には300年近く続いてきた山守制度があり、地元の山守が清光林業株式会社及び岡橋家個人の所有する山林（通称「岡清山」）を委託され、山林を管理・育成し「密植 多間伐 長伐期」を特色とする施業を忠実に守ってきている。

山守は自分の受託した山林の立木を、間伐木も含めて購入することができ、素材生産販売・製材および製材品の販売を行っている。

清光林業グループは、直営生産を行っている清光林業株式会社と、清光林業の「岡橋山」に強く結びついてきた地元山守が、グループを結成して認証材の伐採から製材・販売に至る一元的な流れを作り出しているというグループ（統合事業体）である。

グループでは規約を設け、それに賛同するメンバーを今後も持続的に募って行く方針である。

##### 1-2 / 妥当である

**経営指標に照らし、財務状態が健全であること。**

各事業体の財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

## **基準 2 認証林産物取扱の業態**

### **2-1 / 妥当である**

**認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。**

清光林業グループは、今回「岡橋山」が、SGEC 森林認証に取り組むに当たり、認証制度に賛同する清光林業株式会社と山守とで「清光林業グループ」を結成し、認証材の一元的な管理と普及に努めることを目的としている。認証林産物の SGEC 分別・表示システム運営規程の「認定統合事業体」にまさに適合するものである。

### **2-2 / 妥当である**

**認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。**

清光林業グループは、同時に森林認証に取り組んでいる清光林業「岡橋山」の管理者(直営)と山守のグループであり、取引関係は江戸時代から続いているものである。

### **2-3 / 妥当である**

**認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。**

今回の取組は、吉野材のブランド力を活かし、環境問題に関心の高い工務店などとの連携を強めていこうとの考えであり、すでに清光林業株式会社を中心に意欲的に取り組んでいる。SGEC 認定事業体認定の取得を契機に、地域に認証材への認識を広め、建築はもとより、家具や建具の分野にも地域材の販路拡大を意図している。

## **基準 3 分別・表示管理運営の体制**

### **3-1 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。**

清光林業グループでは、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を作成しているとともに、グループ内での認証材の想定される流れをパターン化した「認証林産物の流通過程における分別・表示管理計画図」を作成して、厳密に管理していく計画である。

### **3-2 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。**

グループ員の製材工場には、土場及び製材品保管倉庫があり、規格・寸法、用途別に保管されていることを確認した。

認定後は、それぞれに認証林産物専用の保管場所を設置することとしている。

### **3-3 / 妥当である**

**分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。**

清光林業グループでは、グループ全体の分別・表示管理を行う総括管理責任者を選任するとともに、グループ各事業体ごとに分別・表示管理責任者を配置し、各事業体における認証材の取り扱い実績等を総括管理責任者に報告することとしている。

また、分別・表示管理責任者に対しては、新規入会及び新規就労時等には必ず研修を実施し、その他の従業員に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図ることとしている。

なお、「清光林業グループ分別・表示管理責任者の構成図」を作成して管理責任を明確にしている。

### **3-4 / 妥当である**

**伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。**

「認証林産物の分別・表示管理方針書」において、「分別・表示に関する帳票類を作成・保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備える」としている。

取得後は、認証林産物と非認証林産物との伝票番号を明確に区別することとしている。

### **3-5 / 妥当である**

**定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。**

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。